

平成 26 年度 第 3 回 松山市子ども・子育て会議

地域子育て部会 会議録

1. 日時

平成 26 年 8 月 28 日（木） 15:15～17:00

2. 場所

松山市保健所・消防合同庁舎 6 階 防災大会議室

3. 当日の出席者等

(1) 出席委員（8 名）

加納飛鳥、佐藤敦子、恒吉和徳、堀田真奈、宮本章教、山本良子、吉野内悦子、吉松靖文（五十音順、敬称略）

(2) 事務局

保育・幼稚園課、子育て支援課、子ども総合相談センター事務所、障がい福祉課、健康づくり推進課、学校教育課、市民参画まちづくり課、地域学習振興課

4. 傍聴の可否

可（傍聴者 0 名）

5. 会議次第

(1) 開会

(2) 委員紹介

(3) 議事「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」について

- ① 本日の審議事項について
- ② 基本施策と取り組み・事業について
- ③ 地域子ども・子育て支援事業について
- ④ 任意記載事項等について

(4) その他

- ① 連絡事項等

(5) 閉会

6. 配布資料

- ・ 部会次第
- ・ 配席図
- ・ 委員名簿

・ 資料 1 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）について

・ 資料 2 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）の基本施策と取り組み・事業について

・ 資料 3 地域子ども・子育て支援事業について

・ 資料 4 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）における任意記載事項等について

・ 参考資料 1 ニーズ調査に基づく量の見込みについて

会議録

1. 開会

・事務局

それでは、ただ今から、平成 26 年度 第 3 回 松山市子ども・子育て会議 地域子育て部会を開会させていただきます。

本日の部会につきましては、委員総数 10 名のうち、8 名のご出席をいただいておりますので、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 2 項の規定により、本会議が成立していることを、ご報告させていただきます。

2. 議事

・事務局

それでは、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 1 項の規定により、これより先は、恒吉部会長に進行をお願いいたします。

恒吉部会長、よろしくをお願いいたします。

・恒吉部会長

みなさまこんにちは。

前回は、事務局から事業計画の第 4 章部分と第 5 章部分が示され、委員の皆さまより、さまざまなご意見を頂戴することができました。ありがとうございました。

今回は、前回の意見を踏まえた上で、事務局にて内容を精査し、修正も加えられているようです。本日は第 4 章の各事業の記載内容と第 5 章の地域子育て支援事業、通称 13 事業の「量の見込み」と「確保方策」を確定することになります。また、事業計画で任意記載事項とされている部分についても合わせて議論することになります。本日もいろいろなご意見があるかと思いますが、9 月末までに事業計画の概ねの案を取りまとめなければならないということで、本日はそれまでの期間において最後の部会であるという認識を持ってご審議いただきたいと思います。

①「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」について

・恒吉部会長

それでは、まず、本日の審議事項について、事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 1 に基づき「本日の審議事項」について説明～

・恒吉部会長

ただいま事務局からも説明がありましたとおり、本日は審議事項すべてにおいて結論を出すこととなりますので、その点も踏まえた上で、幅広くご意見をいただければと思います。

さて、今の説明について、何かご質問などがありましたらどうぞ。

(部会委員 意見なし)

・恒吉部会長

本日の審議の進め方ということで、よろしいですね。それでは、これから本格的に審議に移っ

てもよろしいでしょうか。

(部会委員 了承)

②「基本施策と取り組み・事業」について

・恒吉部会長

事業計画における「基本施策と取り組み・事業」について、事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料2に基づき「基本施策と取り組み・事業」について説明～

・恒吉部会長

資料の前半には、前回の意見を踏まえて修正などを行ったもの、後半に本部会で検討すべき事業を取りまとめたものという構成になっています。修正するところは下線を引いていただいています。前回の部会では、基本指針ごとにかなり詳細に見ていきましたので、一通りすべてのご意見は頂戴しているように認識しています。“どうしてもこの文章ではまだ不十分”というところがあればお願いします。特に前回ご意見いただいた方、自分にご質問ご意見出された部分がご自分の意に沿ったものになっているかどうか、その辺りを確認していただければと思います。

何か、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

・山本委員

資料4頁の「特別支援教育事業」の一番上の部分ですが、「幼児・児童・生徒」に点がないところがあります。入れた方がよいのではないのでしょうか。

・恒吉部会長

1行目のところですね。

・事務局

入れさせていただきます。

・恒吉部会長

他にはありませんでしょうか。無いようでしたら、第4章における「基本施策と取り組み・事業について」の地域子育て部会検討事項部分については、事務局(案)を承認し、取りまとめについては、事務局に一任することよろしいでしょうか。

(部会委員 了承)

・恒吉部会長

それでは、この部分については、9月末に向けて事業計画の概ねの案として取りまとめ作業をお願いいたします。

③「地域子ども・子育て支援事業」について

・恒吉部会長

続いて、「地域子ども・子育て支援事業」についてです。前回の部会でも事務局からお示しい

ただき、説明もあったかと思いますが、改めて事務局より説明をお願いします。

- ・事務局

～事務局から、資料3に基づき「地域子ども・子育て支援事業」について説明～

- ・恒吉部会長

前回の部会では、各事業で設定する提供区域を決めました。それに応じた、「量の見込み」と「確保内容」を設定することになっています。こちらについても、本日の部会で決定するという前提で、ご意見をいただければと思います。

何か、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

- ・吉野内委員

前に戻ってよろしいでしょうか。37頁の「母子婦人児童相談室」の部分ですが、説明のところで、婦人の保護更生指導（婦人相談）という表記があります。婦人ではなく、女性相談ではいけないのでしょうか。事業名のところに「婦人」とあるので、法令などがあって変えることはできないのか、素朴な質問です。

- ・恒吉部会長

「婦人」という表記を「女性」という表記に変えられないかということですが、いかがでしょうか。

- ・事務局

ここの「婦人相談」というのは、法律では売春防止法の中に定められています。市内にもありますが、婦人相談所などと同様に、固有名詞として「婦人相談」という表記にしています。

- ・吉野内委員

県の施設でも「婦人総合センター」という施設がありまして、「婦人」ということに関しては、いろいろ議論があり、「婦人総合センター」も「女性総合センター」に変わりました。今は「男女共同参画センター」になっています。その辺りも含めて、変えていかれた方がよいのではないかと思います。

- ・事務局

男女共同参画とはまた違う考えでありまして、女性を保護する施設、最近でしたら売春防止法だけではなく、DV法による女性を保護するための施設ということで、婦人相談所がありますが、そういった意味でも「婦人相談」となっていますので、ここの部分を変えることは難しいと考えています。

- ・恒吉部会長

また、後で、時間に余裕がありましたら検討できればと思います。では、量の見込み、確保内容等について何かご意見等ございませんか。

- ・佐藤委員

実質の見込み数というのは、27年度からはっきりとした数字は確定させにくいと思います。ハード面が関わるところは確保できるようですが、放課後児童クラブについては、27年度は見込み

から確保を引くと、275人に▲がつくということは、275人は希望しても入れない可能性があるというスタートになるのでしょうか。この表の見方を教えていただきたいです。

・事務局

子育て支援課です。放課後児童クラブについては、27年度から大きな制度改正があります。対象学年が、今までは小学1～3年生ですが、27年度から全学年、6年生までになります。4～6年生のニーズの見込みを前回ご説明したように、入会率で見込むと27年度4,373人ですが、今年度も施設整備を19か所、5億円ほどかけて行っているのですが、この見込みでいくと、おそらく入れないであろうという方が、数字的にはどうしても、ここの表に表しているくらい出てくることとなります。

出席率なども見て、必ずしもこの数字の人がすべて入れない、ということにはならないようにしたいと思います。定員の弾力化なども行い、できるだけ受け入れる方向ですが、面積基準などで単純に引き算すると、このくらいの人数になるということです。

・佐藤委員

入れないかもしれないという数字をこのまま出してもよいのか少し不安がありました。私の知り合いでも、来年4年生で児童クラブに入れなかったから、来年からどうしようかと、今の段階でも大変困っている方もいて、少し説明をすると、「そんなことがあるのですか、それはとてもありがたい」という声も聞いたりしますので、いろいろな形で対応が可能なのであれば、少し説明を加えたり、何等かの対策が取れるかどうか、いかがでしょうか。

・事務局

先ほど申し上げたとおり、今3年生で児童クラブに通われている方は、4年生になっても、ある程度児童クラブに関わってくるだろうと思います。ただ、今の4年生、5年生で児童クラブに入っていない方は、現在、例えば部活動や塾など、児童クラブ以外のどこかで過ごしています。その方が5年生・6年生になった時に、今の見込みのまま児童クラブへ入ってくるかという点、今のところは分からない状況で、今の3年生が6年生になるまでに、3年かかりますが、そうしたことを見込んで出した数字が、今表しているものであり、最小に算出するとそういうこととなります。

今、1人当たり1.65㎡ということで換算していますが、例えば、低学年は早く授業が終わりますから、早めに宿題をして、高学年が入ってくるころには外で遊ぶとか、クラブ内で上手に工夫していただき、何とか待機が出ないように、やりくりをしていく予定です。これから年明けに向けて、ニーズ調査を行い、その中で実態が出てくると思いますので、あまりにも狭いということであれば、今後、施設整備は行う予定です。

・佐藤委員

実質は受け入れていただけるだろうということは、理解しているつもりです。5年生で、「児童クラブに入る希望はあるか」とアンケートで聞かれて「ある」と答えた方でも、実際には入らない人もいるだろうとは予想されますが、それも見込んだものが「見込み量」なのか、アンケートで出てきた数をそのまま出すことが見込みなのか。何を「量の見込み」として対策をしているのか、というのが、これを見た方に分かれればよいのではないかと思います。そういう心配があるということを確認していただければ構いません。

・恒吉部会長

他に何かありませんか。

それでは、第5章における「地域子ども・子育て支援事業」の地域子育て部会検討事項部分については、事務局（案）をご承認いただいたということによろしいでしょうか。

（部会委員 了承）

・恒吉部会長

では、この部分については9月末に向けて事業計画の取りまとめ作業をお願いしたいと思います。

④「任意記載事項等」について

・恒吉部会長

当部会で審議する事業計画の中の「任意記載事項」についてです。事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料4に基づき「任意記載事項等」について説明～

・恒吉部会長

任意記載事項については、先ほどまでの部分と異なり、各自治体で記載するかどうかを自由に決められる部分となっています。

まず、審議する内容としては、①任意記載事項を記載するかどうか、②記載するのであれば、その内容が適切かという2点がポイントになってこようかと思います。

こちらについても、本日の部会で決定するという前提で、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

・吉松委員

3頁の障がい児施策のところ、ここだけではありませんが、「可能な限り」と付けられますが、「可能な限り」を付けられる根拠は何でしょうか。この文言は、全部「可能な限り」がかかるということになり、「可能な限り」は、除くべきではないかと思いました。

・事務局

学校教育課です。「可能な限り」をなぜ入れたかということですが、障がいには重い軽い、いろいろ多岐に渡るものがありますので、すべてを受け入れるということが即座に可能かというところ、ハードであったり、体制であったり、難しいというところがあります。受け入れないということではなく、「可能な限り」ということで表現させていただいたということです。

・吉松委員

おそらく、そういうニュアンスだと思いますが、障がい関係だけ、なぜ「可能な限り」が付くのでしょうか。すべて、他においても、結局のところ「可能な限り」行うわけで、なぜ障がい児に関しては、可能と不可能、「可能な限り」ということは「不可能」があるということになってしまうと思います。

・事務局

国の解釈にもこのような言葉を使っていますので、国でも当然そういう想定があつての解釈だと思います。その部分を引用して表現しています。

・吉松委員

国に合わせたという理解でよろしいでしょうか。

・事務局

そういう側面もありますが、私どもで理解する際、国と同様の考え方もある程度は想定しているということです。

・吉松委員

こだわってしまうのですが、はっきりしていただきたいです。国に合わせるのであれば「可能な限り」でよいと思いますし、そうでなければ削除してもよいのではないのでしょうか。

・堀田委員

「可能な限り」はどうしてもネガティブな言葉に聞こえるので、任意記載事項は、そもそも地域の特色づけするものなので、逸脱してはいけませんが、国に合わすことは意識しなくてもよいと思います。

・事務局

こういった計画で言い切ってしまうと、重みということもあります。この文章を見ていただくと「整備等を図ります」と言い切っていますので、当たり前の話ですが、どこの自治体も限られた予算の中で、いかに効果を出すかということを目指しています。その中で「可能な限り」というネガティブな表現を意図的に入れているわけではありませんが、たちまち障がい者の方と一緒に教育を受けると言いましても、バリアフリー化するにもお金がかかります。すべて即座にできるわけではありませんので、可能な限り前向きに図っていくという意味の表現とご理解いただければと思います。

・吉松委員

その辺りは、障害者差別解消法をもう一度よく確認していただきたいのですが、平成28年4月からの法律の施行に向けて、体制整備を行っているはずですが、そういう点で、基本的には「可能な限り」という文言は明記すべきではないと思います。「体制の整備等を図ります」の中に十分「可能な限り」は入っているのではないのでしょうか。体制整備という表現もどうかとは思いますが、「図ります」とあつて、「します」と書いていません。そこにあえて「可能な限り」を入れる必然性というのは、今のご説明では、障害者差別解消法の趣旨からすると、むしろ問題がある表現のような印象を受けます。

・事務局

例えば、一人で歩けない子どもやベッドで寝たきりの子どもがいたとして、保護者の方が、普通学級等で教育を受けさせたいと思っても、なかなかすぐに受け入れられることにはならないので、支援する方であったり、いろいろな体制であったり、保護者のニーズに合った施設にしていかなければならないわけで、そういう意味で可能な限りという表現にさせていただいたというところです。

- ・吉松委員

どのような状況であっても、そこは就学相談等をして、そのお子さんにとって、最大限よい就学のあり方について当事者や家族を中心に専門機関・専門家も含め、学校と話をしして就学しましょう、という流れになっていますし、施設が整わないから拒否するというは、理由にならないということが、はっきり謳われていることから、施設が充実できなければその分の人的措置をするなど、そういう部分も障害者差別解消法の中に入っていると思います。

- ・恒吉部会長

言葉の捉え方だと思います。「図ります」という表現をどう捉えるか、吉松委員が言われるように「教育支援体制の整備を行います」と言い切ってしまうと、必ず行うことになると思いますが、「図る」という表現では絶対的ではないということを含んでいると個人的に思っています。事務局が言うように、絶対にパーフェクトな状況ができるかということ、それは難しいと理解できます。「可能な限り」を改めて、「努めます」ではいかがでしょうか。(1) 児童虐待防止対策の充実のところもそうですが、そういう表現では、計画上よくないのでしょうか。

- ・事務局

「可能な限り」の意味は、先ほどからご説明しているとおりです。この計画の中から「可能な限り」を取ってしまうのは、判断が難しいところがあります。学校教育課で文言を作成していますが、いろいろなところへの影響がありますので、即座に削除してよいかというと、少し持ち帰らせていただかないといけないところがあります。

- ・恒吉部会長

再度部会を開くことは難しいので、持ち帰った場合、検討していただいた上で、どうしましょうか。

- ・事務局

事務局に一任していただくのがよいか、部会長にご相談させていただいた方がよいか。

- ・恒吉部会長

いかがでしょうか、事務局一任にするか、事務局で検討いただいた上で部会長と検討する。もしくは、ご意見いただいた方へのご説明はいらないでしょうか。私も責任がありますので。

- ・事務局

その件も含めて、事務局で検討させていただきます。

- ・恒吉部会長

では、事務局で内容を検討していただいて、その結果を一度私のところへ返していただければいいでしょうか。そこで、またその扱いをどうするかというところを決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(部会委員、了承)

- ・山本委員

今と同じところで教えていただきたいのですが、「障がい児が在宅で生活する上での支援」と

ありますが、「障がい児が日常生活をする上での支援」ではないのでしょうか。支援は「在宅」のみののでしょうか。

・吉松委員

それに関連して、ここは「(3) 障がい児施策の充実等」と書かれていて、関連するものは【8-3】の「障がい児施策の充実」全般となっています。資料2の71頁【8-3】を見ると、全部障がい福祉課の事業が載っています。そうすると、「障がい児が在宅で生活する上での支援や、可能な限り、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けられるための教育支援体制の整備等を図ります。」ということで、【8-3】は障がい福祉のことしか載っておらず、任意記載事項の文言の中には、教育も入っているということで、ここの内容に整合が取れていないのではないのでしょうか。

・事務局

資料2のP72に教育に関することがあります。

・吉松委員

失礼しました。そういうことであれば、教育支援体制だけでなく、保育も入っていますので、(3)の記載内容が教育だけでよいのかという点があるのではないのでしょうか。

・事務局

ご意見のとおり、「在宅」に限ってではありませんので、「日常生活」というような表現に変えた方が適切かと思えます。それと教育だけではなく保育もということで、確かに関連するところがありますので、それも含めて検討させていただきます。

・吉松委員

その点で、障がいのある子は特別な場所でしか見ないと感じる場所があります。今は、障がいのある子が保育園で療育を受けるという時代に入ってきていますが、そのことに触れられていません。国で仕組みを作っているはずなので、その点を障がい福祉課にも確認していただきたいと思えます。事業の中に入っているのではないのでしょうか。

・事務局

そのあたりも確認させていただきます。

・堀田委員

任意記載事項については、先ほども言いましたが、地域の特性というか計画の中で一番色づけができる場所ですので、ここを取り上げた背景となるデータを入れてはどうでしょうか。

例えば、児童虐待防止対策の充実ということでは、資料3の後半14頁に虐待の内訳や支援実績など出ていますが、そういう松山市の背景を文字でも図でもいいので入れてはいかがでしょうか。

もうひとつ、資料4の4頁の「2. 労働者の職業生活と家庭生活との両立」のところですが、こだわりたいのは、企業向け・事業所向けというところが書き方として薄いので、例えば(1)は、仕事と生活の調和実現のところの、働き方、働き方を見直しという部分です。ここにある2行は、従業員・労働者に向けての推進ということに限定されていると思えますが、【6-1】61頁に関しては、企業への意識啓発や地域経済課で行っているのもあると思うので、企業向け

の文言を入れていただきたいと思います。

ニーズ調査結果で、男性は労働時間が長く、家を出るのが7時前という人が半数近く、帰宅が21時以降という人が過半数で、子育ては女性に偏っているという結果でしたし、松山市は長時間労働だということも、コムズの資料で見たように記憶しています。そのようなデータに基づいて記載したということが分かるようにしてはいかがでしょうか。

・恒吉部会長

任意記載事項は、本市の特徴を反映させられるところなので、松山市の現状というものを文章かデータで入れることは可能ではないのかというのが第1点。労働者関係のところでは、労働者向けに寄っているところがあるので、企業向けの文言も記載したほうがよいのではないかと2点です。

・事務局

データでいうことですが、ニーズ調査の結果などで適切なものがあるか確認して、企業向けについてのご意見も踏まえて検討させていただきます。

・吉松委員

「(3) 障がい児施策の充実等」のところですが、特に発達障害早期発見措置支援、これは発達障害者支援法にも書かれていることです。今、ここに関連する施策が【8-3】の部分のみが載っています。【3-1】の乳幼児健診がここに入るのではないのでしょうか。乳幼児健診は、児童虐待防止だけの事業ではなく、実態として、障がいがある子どもたちの早期発見、早期支援が乳幼児健診の柱の一つだと思います。(3)に【8-3】だけではなく、【3-1】を入れることで対応できる気がします。既に松山市が行っていることなので、その部分を入れることによって、「障がいの早期発見、早期支援を行うとともに」というようなことも文言に入れていただき、せつかくの任意記載事項なので「松山市は行っています」ということをアピールしていただきたいと思います。

・事務局

それについても、検討させていただきます。

・山本委員

この任意記載事項というのは、先ほど出ていた部分も重複してあるので、重点的に5年間実施していくということでしょうか。

・事務局

任意記載事項について重点的に行うという趣旨ではなく、こういう部分については、特に抽出して特記的に入れるということで、全体の計画から抜き出して記載するということを想定しています。

・佐藤委員

今のところで、「1. 専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項、市町村の実情に応じた事項」とありますが、実情に応じてここに挙がっているようなものを捉えているのか、それとも都道府県が行う施策との連携というのがこの中にあるのかどうか。取り上げた施策が、なぜここに出ているのかというのが見ていて分かりにくい

気がします。

もう一つ、母子家庭、父子家庭というのを、ひとり親という言葉に置き換えてきたと思うのですが、ここでまた母子家庭、父子家庭という表現を出す必要があるかどうか疑問に思いました。

・恒吉部会長

都道府県が行う施策との連携に関する事項と、各市町村の実情に応じた事項と、このあたりの棲み分け部分について。それと、母子家庭、父子家庭をひとり親家庭という表記にということですが、いかがでしょうか。

・事務局

県との連携という部分が、この事業だけでは分かりにくいということについては、ご意見のとおりだと思います。各事業とも、県と連携して行っている部分がありますので、一部だけ県と連携しているというのではなく、全般において県と連携しながら行っているということで整理しています。「市町村の実情に応じた」というのも、どの事業も地域の実情に合わせて行っていますので、その部分だけを改めて抜き出すのは難しく、網羅的に行っているというようにご理解ください。

母子家庭、父子家庭については、国の基本指針にて、母子家庭・父子家庭に関することを書くよう項目立てられている部分ですので、今は国の表現どおりに書いてあります。その部分については、ひとり親家庭と書いた方がよいということであれば、変更するよう検討したいと思います。

・佐藤委員

全体の流れの中でいうと、統一されていた方が、松山市らしいと思います。

・事務局

そのような方向で検討させていただきます。

・恒吉部会長

他ありませんでしょうか。

それでは、任意記載事項は任意ですが、基本指針に書いてある内容を受けて、松山市でも記載していくということでよろしいでしょうか。

(部会委員、了承)

・恒吉部会長

内容についてはいくつかご意見を受けました。今回の部会が、事業計画の概ねの案を作成するまでの期間の最後ということですので、事務局で検討していただいて、取りまとめについては、事務局に一任か、私とのやり取りで、必要に応じては、ご意見をいただいた方への最終確認を行わせていただくということもあるという、やり方でよろしいでしょうか。

(部会委員、了承)

・恒吉部会長

いろいろ意見が出ましたが、事務局で整理してまとめていただきます。本日の議事はすべて

終了しましたが、全般を通じて何かご質問はありませんでしょうか。

・堀田委員

こうして、いろいろ意見を言わせていただいておりますが、事務局には、かなりご負担をかけていると感じています。もしよければ、意見を出された方が、期日を設けて、提案を出すというようにしてはいかがでしょうか。

・恒吉部会長

ご意見をいただいた方の役割もあるということで、代案的なものを提出ということです。タイムスケジュールもありますが、いかがでしょうか。

・事務局

大変ありがたいことです。もし、データや文言について案をいただけるのであれば助かります。次回まであまり時間がありませんので、スケジュールを決めることは難しいですが、できるだけ早くいただければ幸いです。

・恒吉部会長

メールなどで、できるだけ早く提案を出していただければということで、ご協力をお願いします。

4. その他

①連絡事項等

・恒吉部会長

最後に、「連絡事項等」について、事務局から説明をお願いします。

・事務局

2点お知らせいたします。

1点目は、今後の部会についてです。本部会は、本日をもって事業計画の概ねの案までの審議内容をすべて終えたことから、ひとまず部会につきましては、終了となります。今後の開催については、必要に応じてご連絡を差し上げたうえで、開催いたしますので、ご承知おきください。

2点目は、本日の部会資料についてです。両部会の情報共有の観点から、各部会の資料を共有しているところです。本日は、別会場にて教育・保育部会を開催していますが、同部会の資料について、午前中に行いました勉強会の資料と共に、受付にて準備していますので、お帰りの際にお持ち帰りください。議事録につきましては、全体会のものと併せて、後日改めて郵送させていただきます。

なお、教育・保育部会委員の方にも、こちらの部会資料をお持ち帰りいただくようにしていますので、ご承知おきください。

以上で、連絡事項を終わります。

・恒吉部会長

それでは、以上をもちまして、本日の全ての審議を終了とします。
事務局にお返しします。

6. 閉会

・事務局

恒吉部会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「平成 26 年度 第 3 回 松山市子ども・子育て会議 地域子育て部会」を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

(了)